

# 令和6年度沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金

(沖縄県内の私立高等学校等に通う生徒の保護者向け)

意志ある生徒が安心して教育をうけられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、住民税(所得割)非課税世帯又は生活保護世帯(生業扶助受給)を対象に、「奨学のための給付金」制度があります。

## 一制度概要一



私立高校生  
が対象です

## ★ 申請の対象となる世帯

令和6年7月1日現在、私立の高等学校等に在学する生徒がいる、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 令和6年7月1日に沖縄県内に在住している。  
※保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 令和6年度の保護者等全員の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税(0円)であること。又は生活保護(生業扶助)を受給している。
- (3) 生徒が平成26年度以降、沖縄県内の高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金(新制度)の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

## ★ 申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。

## ★ 生徒一人あたりの給付額(年額) ※私立高等学校等の場合

世帯状況		年額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		52,600円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	142,600円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000円
	通信制・専攻科課程に在籍	52,100円

※非課税世帯の生徒が第1子又は第2子のいずれかに該当するかは、別紙「確認シート」で判断します。

※新入生に対する一部早期給付の支給を受けた方は、年額から一部給付した額を除いた額を給付します。(再度申請が必要です)

## ★ 提出書類 ー 該当する世帯をご確認ください ー

### ○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式 1-1、1-2）
- (2) 「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」（様式 2）  
※令和 6 年 7 月 1 日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- (3) 「債権者登録申請書」（別紙①）  
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- (4) 「振込依頼書」（別紙②）  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。

### ○市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が全員「非課税」の世帯

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式 1-1、1-2）
- (2) 保護者等全員の「令和 6 年度（令和 5 年分）課税証明書（市町村発行）」又は、マイナンバーカードの写し（別紙 1 の貼付台紙にて提出）
- (3) 「債権者登録申請書」（別紙①）  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳等のコピーも併せて提出してください。
- (4) 「振込依頼書」（別紙②）  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。
- (5) 「扶養誓約書」（様式 3）  
※15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に提出してください。
- (6) 「健康保険証のコピー」（別紙 3 の貼付台紙にて提出）  
※生徒本人分＋兄弟姉妹のうち 1 人分

### ○家計急変世帯（家計急変により非課税世帯相当の所得水準となる世帯）

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式 1-4、1-5）
- (2) 保護者等全員の「令和 6 年度（令和 5 年分）課税証明書（全部事項証明書）」  
(市町村発行)
- (3) 「債権者登録申請書」（別紙①）  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- (4) 「振込依頼書」（別紙②）  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象

生徒の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。

(5) 「保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類」

※離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

※離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

(6) 「家計急変前後の収入を証明する書類」

※給与所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、会社作成の給与証明書、直近の給与明細書（家計急変前3か月分及び家計急変後3か月分）

※営業所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）など。また、自営業の方は所得証明書を作成し提出ください。

(7) 「保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類」

※扶養親族分の全員の健康保険証の写し又は扶養親族数の記載が省略されていない課税証明書（全項目証明書）及び家族（世帯）構成用紙

### ○奨学のための給付金の学校の代理受領について

奨学のための給付金は、保護者等に代わり学校が代理受領し学校徴収金に充てることができます。学校の代理受領に当たっては、保護者等（申請者）が給付金の受領を学校に委任する必要があります。

代理受領を希望される場合は「代理受領委任状（様式8）」も申請書類に添付し、学校に提出してください。

★申請書提出先 ※郵送にてご提出ください

〒902-0061

那覇市古島1丁目7番地の1

興南学園事務局 奨学給付金担当 宛

※レターパック、簡易書留、特定記録等、追跡可能な方法で郵送してください。

★申請期限について

【通常給付】：令和6年8月23日（金）必着

【家計急変】：

① 7月1日までに家計急変となった世帯の申請：令和6年7月18日（木）必着

② 7月2日以降に家計急変となった世帯の申請：令和7年1月10日（金）迄随時受付

★問い合わせ先

興南高等学校 事務局 奨学給付金担当

電話番号：098-884-3293

又は

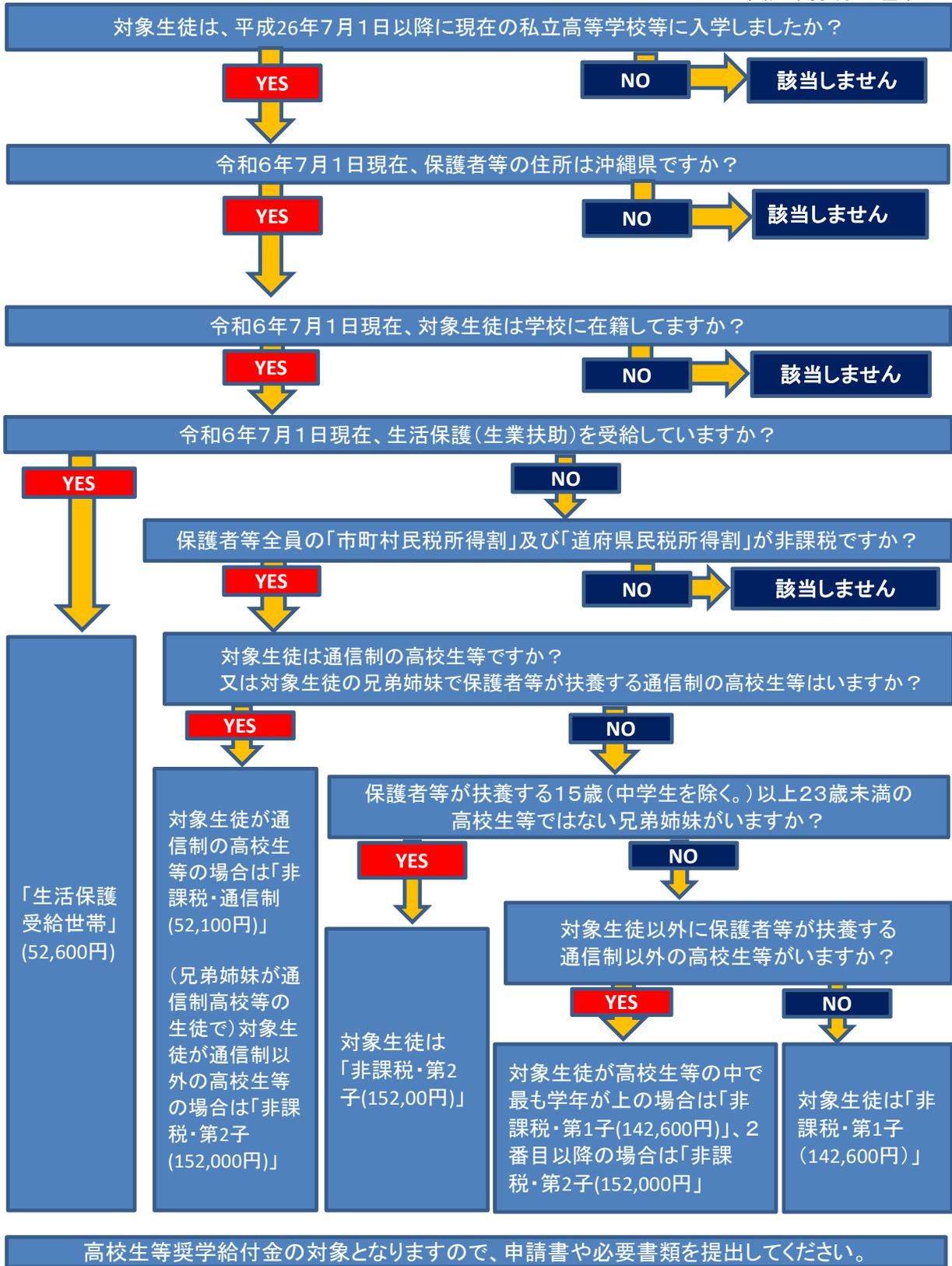
沖縄県総務部総務私学課 私学・法人班 「奨学給付金担当」

電話番号：098-866-2074

別紙にて給付金対象者及び給付額の「確認シート」があります。  
給付金を申請する前に必ずご確認頂きますようお願いいたします。

# 奨学のための給付金対象者及び給付金額確認シート

令和6年度7月1日基準日



## 給付額について(年額)

	全日制	通信制	専攻科	
生活保護受給世帯	52,600円	52,600円		
非課税世帯(第1子)	142,600円	52,100円	52,100円	
非課税世帯(第2子)	152,000円			